

# 障害福祉施策の見直しについて (報告)

平成24年10月23日

障害福祉施策の見直しに関する検討会

## 目 次

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 第1 はじめに .....             | 1 |
| 第2 見直しの必要な事業について .....    | 1 |
| 第3 意見聴取の結果について .....      | 2 |
| 1 心身障害者福祉手当の見直しについて ..... | 2 |
| 1)「廃止」の意見                 |   |
| 2)「継続」の意見                 |   |
| 3)「拡大」の意見                 |   |
| 2 施策の充実と新規施策の検討について ..... | 3 |
| 1)福祉サービスについて              |   |
| 2)就労や社会参加について             |   |
| 3)バリアフリーについて              |   |
| 4)その他                     |   |
| 第4 意見聴取を踏まえた総括 .....      | 4 |
| <b>資料</b> .....           | 6 |

## 第1 はじめに

国の障害者施策は、昭和 45 年の心身障害者対策基本法において、その総合的推進が図られることが示され、その後平成5年には、障害者基本法に改められ、障害者施策を総合的かつ計画的に推進すること等が示されている。そして平成 16 年と平成 23 年には、障害者基本法が改正され、障害者に係る施策は、大きく動いている。

生活支援の分野においても、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、平成 24 年6月に応益負担を原則とする障害者自立支援法は廃止となり、「障害者総合支援法」が成立した。

こうした動きの中、本市では、平成 22 年3月に第三次障害者福祉計画が策定され、「安心ネットうべ」の構築を進めるため、障害者関係団体や障害福祉サービス事業所、医療機関等からの意見交換会やヒアリングを通じて、それぞれの立場から、新たな施策や充実すべき施策への 49 の項目にわたる意見・提言が行われた。

一方では、本市の障害福祉施策の見直しについて、平成 24 年7月5日の第1回地域自立支援協議会において議論され、様々な意見があったことから、「施策の見直しについては、より深い議論が必要なことから、別のワーキングチームの形で検討する」こととされ、宇部市地域自立支援協議会設置要綱第 5 条による実務者会議として、障害福祉施策の見直しに関する検討会が設置された。

## 第2 見直しの必要な事業について

障害福祉施策の見直しに関する検討会においては、市の単独事業(障害者バス優待乗車助成事業、障害者福祉タクシー助成事業、緊急通報装置事業、配食サービス事業、心身障害者福祉手当)の中で、見直しの必要な事業があるかどうかについて協議し、心身障害者福祉手当については見直しを検討する必要があるとされた。

心身障害者福祉手当については、「対象者の見直し」、「低所得者への対応」、「制度の廃止」等の様々な意見があることを踏まえ、障害者関係団体(13 団体)に「心身障害者福祉手当の見直し及び施策の充実と新規施策の検討について」意見聴取を行った。

## 第3 意見聴取の結果について

### 1 心身障害者福祉手当の見直しについて

各障害者関係団体からの意見については、参考資料「心身障害者福祉手当に関する意見一覧」に記載した。

#### 1)「拡大」の意見

障害者は、平成 18 年の障害者自立支援法の施行を機に、身体障害、知的障害、精神障害が一元化されており、心身障害者福祉手当の名称の元、精神障害者が対象外であることが不公平であり問題である。合わせて、三障害のみを対象と考えることも、障害者基本法による障害の考え方とズレが生じており、現在手帳の所持が少ない発達障害者や総合支援法により対象者となる難病患者等についても、対象とすることが必要である。

また、所得保障でない手当でありながら、課税世帯は対象外であることと、手帳の等級で対象を分けていることが問題である。

これらの意見から、福祉の増進を図る目的である心身障害者福祉手当の支給対象者を分けることが問題であり、対象の障害種別をなくすなど、対象者の見直しが必要である。

#### 2)「継続」の意見

障害者の中には、月2,000円(障害者)、月2,600円(障害児)が必要な人たちがいる。働きたくても働けない状況であり、こうした低所得の障害者への対応が手薄であることが問題である。

制度を変えることには慎重さが必要であり、実際に心身障害者福祉手当の支給を受けている障害者が、現在の支給と同様の支援が受けられる仕組みがない。

これらの意見から、就労・雇用支援の改善と、心身障害者福祉手当に代わる福祉の増進策が具体的に示されるまでは、現在の制度のままで継続するべきである。

#### 3)「廃止」の意見

在宅のサービスが全くなく入所支援が中心であった昭和 49 年と、在宅サービスが充実し、施設や病院からの地域移行を目指す現在とは、時代が大きく変化しており、心身障害者福祉手当は時代に合った福祉の増進を目指した方

策に置き換えるべきである。

昭和 49 年当時の障害者と言えば、身体障害者と知的障害者を言ったが、現在では、精神障害者など多種多様な障害で分類されており、そういった中で、身体障害者と知的障害者だけを対象とした古い制度は、障害者を区別しており、時代錯誤と思われる。

財政難の本市の現状において、全ての障害者を対象者にすることは困難でもあり、また対象者に一人ずつ月 2,000 円(障害者)、月 2,600 円(障害児)を支給するより、予算を集中させて、宇部市の障害者施策を作ることの方が、現在の障害者の安心につながるのではないかと。

これらの意見から、個人に支給する心身障害者福祉手当の事業予算を集中させて、時代に合った安心策を新たにつくるべきである。

## 2 施策の充実と新規施策の検討について

各障害者関係団体からの意見については、参考資料「施策の充実と新規施策の検討についての意見一覧」に記載した。

### 1) 障害福祉サービスについて

サービス量が不足していると思われる事業は、短期入所とグループホーム・ケアホーム、及び日中活動であり、さらなる整備が必要である。とくに、最も安心施策を必要とする重度(最重度)の障害者に対応できる短期入所と日中活動の整備について、充実して欲しい。

また相談支援については、親亡き後の安心には成年後見制度の利用が必要なことから利用しやすい成年後見制度の体制と、家族からも相談しやすい体制の整備を望む。

居宅介護(ホームヘルプ)の利用料については、法の改正により非課税世帯は無料となり、訪問看護についても、重度心身障害者福祉医療費制度の対象者は無料であるが、いずれも適用対象が限られていることから、対象者を拡大するなどして、利用料の負担をさらに軽減して欲しい。

移動支援については、現行では、通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期に渡る外出等は除くとされ、利用できる場面が限られているが、療育には音楽やスポーツ等を行うサークルや塾など、様々な場面が必要であることから、移動支援の利用できる場면을拡大して欲しい。

### 2) 就労や社会参加について

就労については、希望する人が個々の状況に応じて就労できることを目指

すため、企業への意識の啓発や就労先の開拓をして欲しい。また、ジョブコーチなど就労・雇用支援に係る関係機関との連携を図り、就職後のフォローなどを充実して欲しい。

また、日常生活上必要な訓練・指導等を行い、生活の質的向上と社会復帰を目指す生活訓練の事業の拡大をして欲しい。

### 3) バリアフリーについて

市民一人ひとりの、障害と障害者に対する理解が必要なことから、障害についての理解促進を進めて欲しい。とくに、障害者の「出来る」能力についての情報発信をお願いする。

また、市民の誰もが利用しやすいように、バリアフリーのまちづくりを進めて欲しい。とくに障害者の情報・コミュニケーションを確保するために、情報バリアフリー化への取り組みを希望する。

### 4) その他

現行の学童保育クラブは、おおむね 10 歳未満の児童を対象としているが、障害児については、中学生も利用できるとよい。

交通に係る施策の障害者バス優待乗車証交付事業と、障害者福祉タクシー助成事業については、見直しが必要である。タクシーについては、対象者の見直しと適正乗車への指導、バスについては、無料からワンコインなど自己負担の導入を検討してはどうか。

## 第4 意見聴取を踏まえた総括

障害者関係団体からの施策の充実と新規施策の検討についての意見は、様々な施策についての提言があったが、これまでいただいていた意見・提言とほぼ同じ内容で、今後施策の実現に向け、予算の確保と優先度等の検討を進める必要があると考える。

他方で、見直しの必要な事業として提案した心身障害者福祉手当については、第3で述べたように、各障害者関係団体からは、様々な意見があった。

これらの意見を受け、検討会では、最初に、心身障害者福祉手当の対象となる障害種別について議論したところ、委員の全員が、三障害を平等にすべきとの意見であ

った。

精神障害を含めた三障害が一元化された障害者自立支援法が、平成18年に施行され、その後6年が経過しており、精神障害者を対象から外している根拠がないというものである。対象となる障害種別を身体障害と知的障害のみに限定している現行の制度をこのまま継続することは、障害の定義が見直され広がっていく時代において、行政の公平性の原則からも問題と思われる。

次に、心身障害者福祉手当を現行の制度(対象となる障害種別を身体障害と知的障害のみに限定している現行の制度)のままとする継続を除き、見直しの方向性について議論した。公平性の確保から、全ての障害者に対して支給することについて、委員から、「現行の制度で対象外となっている精神障害者の当事者の方々は、新たに支給される月2,000円を生活費に充てるより、安心施策の実現を希望している」という声が紹介された。さらには、全ての障害者に対して支給することは、本市の財政状況を考慮すると実現性が不透明であるとの意見もあり、委員の全員が、心身障害者福祉手当を廃止し、個人に支給する予算を集中させて、時代に合った安心施策をつくる方向に転換すべきとの意見であった。

以上から、本検討会として、障害福祉施策の見直しについては、以下の事項に配慮することを条件に、心身障害者福祉手当を廃止して、代替策としての安心施策の実現を目指すことを提案する。

- ・障害者関係団体からの新規施策や施策の充実への意見・要望は多岐に渡っていることから、その実現に向けては、官民協働で検討できる仕組みを検討すること。
- ・制度の見直しには、実際に心身障害者福祉手当の支給を受けている障害者の理解が必要であり、理解を得るに相応しい周知方法とその期間に配慮すること。

## 資料

### 障害福祉施策の見直しに関する検討会について

#### 1 目的

平成24年7月5日に開催された宇部市地域自立支援協議会において、現在の障害福祉施策の見直し及び均等なサービスの実現に向けて検討することが必要であるとの協議結果を踏まえ、障害当事者団体の意見を聴取して、障害福祉施策の見直しを検討するとともに新たな施策を検討することを目的とする。

#### 2 検討の内容

- (1) 現在の事業の見直し
- (2) 施策の充実や新規の施策の検討
- (3) 障害福祉施策の方針について
- (4) その他

#### 3 委員の構成

宇部市地域自立支援協議会委員のうち、参加を希望する委員15名

#### 4 検討会の開催スケジュール

平成24年8月から10月にかけて5回程度の開催。

|     |                  |             |
|-----|------------------|-------------|
| 第1回 | 現在の障害福祉施策について検討  | 平成24年8月29日  |
| 第2回 | 〃                | 平成24年9月20日  |
| 第3回 | 障害関係団体等からの意見聴取   | 平成24年10月6日  |
| 第4回 | 障害関係団体等からの意見聴取   | 平成24年10月11日 |
| 第5回 | 意見聴取を踏まえ、検討及びまとめ | 平成24年10月23日 |

#### 5 その他

- (1) 宇部市地域自立支援協議会の実務者会議として設置する。
- (2) 検討会メンバーが欠席の場合は、代理の出席ができる。
- (3) 検討会は、公開で開催する。



## 障害福祉施策の見直しに関するこれまでの経過報告

### ① 第1回宇部市地域自立支援協議会

- ・日 時 平成24年7月5日(水)17時～19時20分
- ・場 所 宇部市役所 4階 委員会室
- ・出席者 地域自立支援協議会委員16名
- ・内 容 新規施策の検討や既存施策の見直しと役割を終えたと考えられる心身障害者福祉手当の見直しについて協議した。その結果、様々な意見があり、施策の見直しについてより議論を深めるために、別に「ワーキンググループ」を設けて検討することとなった。

### ② 第1回福祉施策の見直しに関する検討会

- ・日 時 平成24年8月29日(水)19時～21時
- ・場 所 宇部市役所 2階 第1会議室
- ・出席者 11名
- ・内 容 地域自立支援協議会における施策の見直しについての議論をより深めるために、この検討会を設置したという経緯と、今後の検討会の予定について説明した。市の単独事業において、見直しの必要な事業があるかどうかについて協議し、心身障害者福祉手当及び配食サービス事業の2事業については見直しを検討する必要があるとされた。

### ③ 第2回福祉施策の見直しに関する検討会

- ・日 時 平成24年9月20日(木)15時～17時
- ・場 所 宇部市役所 2階 第1会議室
- ・出席者 11名
- ・内 容 第1回の検討会において、「心身障害者福祉手当及び配食サービス事業」については、見直しを検討する必要があるとされたが、第1回検討会においては、配食サービス事業についての詳細な資料が不足していたことから、再度配食サービス事業について検討した。その結果、「配食サービス事業」については、充実を検討する必要がある事業とされた。第3回と第4回の検討会については、障害者関係団体に「心身障害者福祉手当の見直し及び施策の充実と新規施策の検討について」意見聴取をすることとなった。

④ 第3回福祉施策の見直しに関する検討会(意見聴取会)

- ・日 時 平成24年10月6日(土)10時~12時
- ・場 所 宇部市総合福祉会館 3階 講習室
- ・出席者 障害者関係団体 4団体(宇部市腎友会、むつみ会、南風荘後援会、山口喉友会宇部教室)8名、検討会委員 6名
- ・内 容 関係団体からの意見聴取及び検討会委員との意見交換

④ 第4回福祉施策の見直しに関する検討会(意見聴取会)

- ・日 時 平成24年10月11日(木)13時~15時
- ・場 所 宇部市総合福祉会館 2階 ボランティアセミナールーム大
- ・出席者 障害者関係団体 9団体(宇部市視覚障害者福祉協会、宇部市聴覚障害者福祉協会、ひまわり会(宇部ダウン症児親の会)、知的障害者家族の会“そら”、在宅障害児・者と家族を支援する会、おひさま生活塾、宇部すみれ会、ふらっとコミュニティ ひだまり、宇部市障害者ケア協議会)18名、検討会委員 9名
- ・内 容 関係団体からの意見聴取及び検討会委員との意見交換

⑤ 第5回福祉施策の見直しに関する検討会

- ・日 時 平成24年10月23日(火)19時~21時
- ・場 所 宇部市役所 2階 第1会議室
- ・出席者 10名
- ・内 容 意見聴取会の結果を踏まえた障害福祉施策の見直しに関する検討とまとめ

## 障害福祉施策の見直し検討会 構成員名簿

(敬称略)

| 氏名     | 所属(役職)                   |
|--------|--------------------------|
| 石田 順   | 宇部市障害者生活支援センター「ぴあ南風」 所長  |
| 草地 仁史  | NPO 法人ふらっとコミュニティ 社員      |
| 田中 智子  | 日の山のぞみ苑 施設長              |
| 土屋 智   | 宇部市医師会 理事                |
| 牧野 三希子 | 公募委員                     |
| 丸田 育美  | 宇部フロンティア大学 講師            |
| 山下 義晴  | 宇部市社会福祉協議会 事務局長          |
| 山村 智恵子 | 山口県立宇部総合支援学校 地域コーディネーター  |
| 金子 絵里子 | 合同会社サポートセンターぴっころ 代表社員    |
| 重村 裕子  | 宇部地区精神保健家族会 相談員          |
| 田中 満子  | 宇部市身体障害者団体連合会 理事         |
| 原田 脩二  | 総合相談支援センター「ぷりずむ」 相談支援専門員 |
| 益原 忠郁  | 宇部市障害者就労支援ネットワーク会議 会長    |
| 水田 和江  | 在宅障害児・者と家族を支援する会 会長      |
| 山根 俊恵  | 宇部市障害者ケア協議会 部会長          |